

## 規 則

人事院は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）に基づき、職員と同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月二十三日

人事院総裁 一宮なほみ

## 人事院規則一七二

職員は、平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣

## （趣旨）

第一条 この規則は、平成三十七年国際博覧会特措法に規定する職員の博覧会協会（平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会をいう。以下同じ。）への派遣に關し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項又は第二十五条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

## （派遣除外職員）

第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 条件付採用期間中の職員
  - 二 勤務延長職員
  - 三 休職者
  - 四 退職者
  - 五 派遣法第二条第一項の規定により派遣されている職員
  - 六 官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員
  - 七 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣されている職員
  - 八 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員
  - 九 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている職員
  - 十 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員
  - 十一 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員
  - 十二 規則八一―二（職員の任免）第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員その他の任期を限られた職員
- （任命権者）
- 第四条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。
- （派遣の要請）
- 第五条 博覧会協会は、平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該派遣に關して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。
- 一 派遣に係る職員に必要な専門的な知識経験等
  - 二 派遣に係る職員の博覧会協会における地位及び業務内容
  - 三 派遣の期間

四 派遣に係る職員の博覧会協会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。以下同じ。）その他の勤務条件

五 前各号に掲げるもののほか、博覧会協会が必要と認める条件

## （派遣に係る取決め）

第六条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第三項の人事院規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣される職員（以下この条において「派遣予定職員」という。）の博覧会協会における職務に係る倫理その他の服務に関する事項

二 派遣予定職員の博覧会協会における福利厚生に関する事項

三 派遣予定職員の博覧会協会における特定業務の従事者の状況の連絡に関する事項

四 派遣予定職員に係る派遣の期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項

五 派遣予定職員に係る取決めに疑義が生じた場合及び当該取決めに定めのない事項が生じた場合の取扱いに関する事項

## （派遣職員の保有する官職）

第七条 派遣職員は、派遣された時に占めていた官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保有するものとする。ただし、併任に係る官職についてはこの限りではない。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

## （派遣職員の職務への復帰）

第八条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十六条第二項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 派遣職員が博覧会協会における地位を失つた場合

二 派遣職員が法第七十八条第二号又は第三号に該当することとなつた場合

三 派遣職員が法第七十九条各号のいずれかに該当することとなつた場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となつた場合

四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

五 派遣職員の派遣が当該派遣に係る取決めに反することとなつた場合

## （派遣に係る人事異動通知書の交付）

第九条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八一―二第五十八条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により職員を派遣した場合

二 派遣職員に係る派遣の期間を延長した場合

三 派遣の期間の満了により派遣職員が職務に復帰した場合

四 派遣職員を職務に復帰させた場合

## （派遣職員の給与）

第十条 派遣職員には、博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとして算定した給与（通勤手当等を除く。）の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失つると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。）に満たない場合であつて、